

5年ごと利差配当付終身保険(一時払い)(24)  
5年ごと利差配当付新終身保険(一時払い)(24)

# 住友生命の 円建一時払終身保険

## 充実クラブJ III

**商品のしくみと特徴** この商品は2つのプランから選べる円建一時払終身保険です。

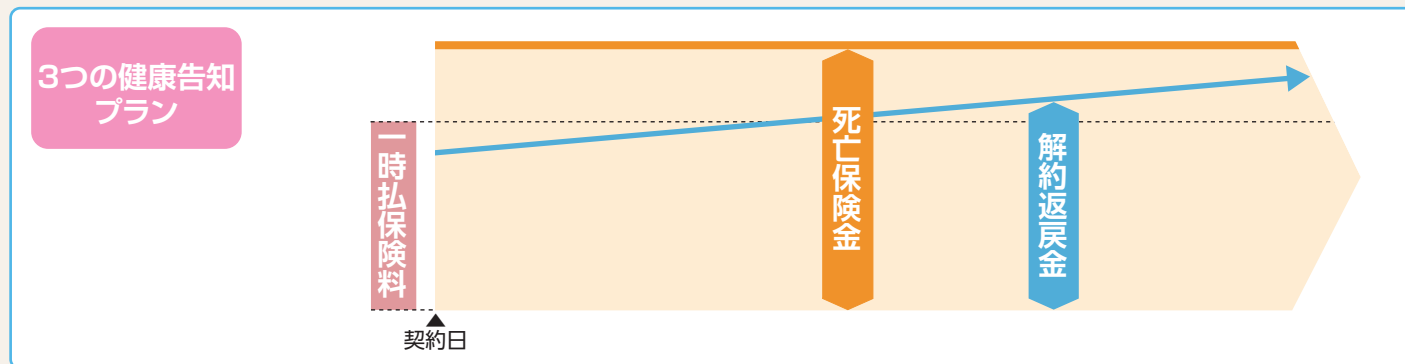
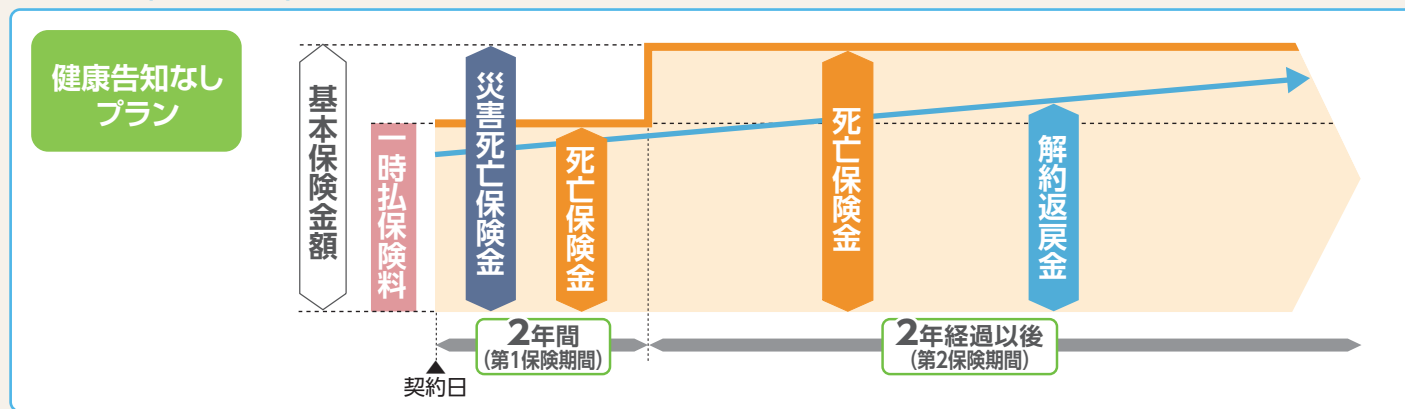
特徴<sup>(※1)</sup>

**健康告知なしプラン** 健康状態の告知なし(職業のみの告知)で、ご契約2年後からふやしてのこせます。

**3つの健康告知プラン** 3つの健康状態の告知で、ご契約後からすぐにふやしてのこせます。

(※1) 保険金額等はプランにより異なります。詳細は、「ご提案内容説明書(設計書)」をご確認ください。

### しくみ図(イメージ)



### ご契約の諸基準

プラン名	健康告知なしプラン	3つの健康告知プラン		
契約年齢 <sup>(※2)</sup>	15歳～90歳 <sup>(※3)</sup>			
取扱単位	保険金建て:万円単位 保険料建て:万円単位			
最低一時払保険料	100万円			
最高保険金額 <sup>(※4)(※5)</sup>	被保険者の契約年齢	15歳～59歳	60歳～69歳	70歳～90歳
	保険金額	10億円	14億円	18億円
告知書抜加入限度額 <sup>(※4)</sup>	—			上記の最高保険金額の範囲内かつ{(保険金額)-(一時払保険料)}が下記の範囲内であることが必要です。
	契約年齢	15歳～39歳	40歳～49歳	50歳～90歳
(保険金額)-(一時払保険料)	3000万円	2000万円	1200万円	
保険料払込方法	一時払いのみ			
告知	職業のみの告知		3つの健康告知(職業告知あり) <sup>(※6)</sup>	
保険期間	終身			

(※2) 契約年齢は契約日時点の被保険者の満年齢で計算します。(※3) 金利情勢によっては、お取り扱いできない年齢があります。(※4) 同一の被保険者がすでに住友生命の商品に加入済の場合は、上記金額までご加入いただけないことがあります。(※5) <健康告知なしプラン>の場合は、基本保険金額で判定します。(※6) 3つの健康告知についての詳細は、「契約概要／注意喚起情報 兼 商品パンフレット」等をご確認ください。

**⚠️ この商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本保証はありません。**

## 商品の概要

保障内容	プラン名		健康告知なしプラン	3つの健康告知プラン
	死亡保険金	お支払理由 <sup>(※1)</sup>	被保険者が死亡されたとき	
		お支払金額	第1保険期間中:一時払保険料相当額または保険料積立金相当額 <sup>(※2)</sup> のいずれか大きい金額 第2保険期間中:基本保険金額	死亡保険金額
		受取人	死亡保険金受取人	
	災害死亡保険金	お支払理由	被保険者が第1保険期間中に、次のいずれかに該当したとき 1.責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡されたとき 2.責任開始期以後に発病した所定の感染症 <sup>(※3)</sup> を直接の原因として死亡されたとき	——
お支払金額		基本保険金額	——	
受取人		死亡保険金受取人	——	

(※1) <健康告知なしプラン>の場合は、災害死亡保険金が支払われる場合を除きます。  
(※2) 保険料積立金額と解約返戻金額は同額となります。  
(※3) コレラ、腸チフス、細菌性赤痢など、約款所定の感染症です。

- この保険は、**高度障害状態になられた場合のお支払いはありません。**
- 死亡保険金などをお支払いできない場合は、以下のとおりです。**
  - ・告知義務違反としてご契約が解除となった場合
  - ・死亡保険金受取人の故意による場合
  - ・責任開始日から起算して3年以内の自殺による場合

付加できる主な特約等	重度介護前払特約	ご契約から2年経過後、請求日時時点で被保険者の年齢が満65歳以上かつ公的介護保険制度の要介護4または要介護5に該当していると認定されている場合、ご請求により将来の死亡保険金の全部または一部にかえて、重度介護前払保険金を被保険者にお支払いします。
	ご家族登録サービス	契約者が問い合わせできなくなった場合に、あらかじめ登録したご家族が、ご契約に関する内容について照会できるサービスなどがあります。
	保険契約者代理特約	契約者が、傷害または疾病により保険契約に関するお手続きをする意思表示ができないなどの場合、契約者に代わってあらかじめ指定した契約者代理人が、住友生命所定のお手続き <sup>(※4)</sup> を行うことができます。
	被保険者代理特約	被保険者が受取人となる重度介護前払保険金などについて、被保険者が傷害または疾病により請求する意思表示ができないなどの場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した被保険者代理人が、重度介護前払保険金などを請求することができます。

(※4) 一部対象外となるものがあります。

返戻金約	●ご契約が解約された場合などに契約者に払い戻されるお金のことをいい、 <b>ご契約後一定期間は解約返戻金額が一時払保険料を下回ります(解約返戻金額が一時払保険料を下回る期間は、ご契約時に適用される予定利率等により異なります)。</b>
配当金	●5年ごとに通算して資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします <b>(資産の運用実績によってはゼロとなる場合もあります)。</b>

## この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項

- ご契約時の予定利率について
  - 金利情勢に応じて毎月1日に設定し、月末まで適用されます。
  - したがって、お申込み月の月末までに保険料のお払込みと告知をいただけない場合、ご契約時の予定利率はお申込み時の予定利率と変わることがあります。

**適用される予定利率が変わる場合、保険金額、解約返戻金額等も変わります。また、金利情勢によっては、新規契約のお取扱いができないこともあります。**

## その他ご留意いただきたい事項

- この保険はクーリング・オフ制度(申込みの撤回・契約の解除)の対象です。
- 生命保険募集人は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して住友生命が承諾したときに成立します。
- 住友生命が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、ご契約の際にお約束した死亡保険金額等が削減されることがあり、その結果、死亡保険金額等が払込保険料を下回ることがあります。

この商品概要書の記載は、2024年4月現在のものです。各種お取扱い等、将来変更されることがあります。

[募集代理店]

  
**三井住友銀行**  
株式会社三井住友銀行

[引受保険会社]

  
**住友生命保険相互会社**  
本社 〒540-8512 大阪市中央区城見 1-4-35  
電話 (06)6937-1435 (大代表)  
<ホームページ> <https://www.sumitomolife.co.jp>  
住友生命